

網走国定公園の公園計画の変更について

資料 3

1 变更理由

網走国定公園は、サロマ湖、能取湖、網走湖、濤沸湖など大小7つの湖沼群及びこれらを囲む砂丘、草原、丘陵からなり、わが国でも傑出した自然景観を有する区域として、昭和33年7月1日に指定され、平成4年3月6日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われた。

その後、平成7年8月8日に植生復元施設の追加等施設計画の一部変更を行い、また平成15年8月20日に北海道自然歩道線に係る施設計画の変更を行った。

今回は、ニッポン水族館の廃業など社会状況の変化等に対応するため、公園計画の変更を行うものである。

2 变更概要

利用計画変更（単独施設の削除）

- (1) 平成 15 年に事業を廃止し、施設を撤去した。利用の実体上計画の必要性が乏しく、将来的にも整備の見込みはないため、次の単独施設を削除する。
 - ・水族館 網走市（ニツ岩）
 - (2) 利用の実体上計画の必要性が乏しく、将来的にも整備の見込みがないため、次の単独施設を削除する。
 - ・園地 網走市（嘉多山）
 - ・野営場 網走市（嘉多山）
 - (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、ゴミ焼却施設を廃止し、市町村のゴミ収集に変更したことにより計画の必要性が乏しいため、次の単独施設を削除する。
 - ・汚物処理施設 斜里郡小清水町（小清水原生花園）
 - ・汚物処理施設 北見市（栄浦）

